

リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理（案）

<目次>

1 . 目的と概要	2
2 . リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）(案)	2
3 . リユース業が遵守すべきポイント	5
3.1 リユース業者の業務全般に関する法令	5
(1) 「古物営業法」について	5
3.2 リユース品の買取・販売に関連する法令（消費者保護の観点から遵守すべき法令）	11
(1) 「景品表示法」について	11
(2) 「特定商取引に関する法律」について	13
(3) 「不正競争防止法」について	16
(4) 「消費者契約法」について	17
(5) 「個人情報の保護に関する法律」について	18
3.3 特定の製品を取り扱う際に遵守すべき法律	19
(1) 「電気用品安全法」について	19
(2) 「消費生活用製品安全法」について	21
3.4 犯罪等の防止・早期発見、負担しないために遵守すべき法律	23
(1) 「犯罪収益移転防止法」について	23
4 . 参考文献・資料一覧	24

1. 目的と概要

各リユース業界団体が進める優良化に向けた様々な取組を踏まえ、リユース業における法令遵守を徹底し、不適切な事業者との差異化を明確にするために、リユース業界にも関係する、遵守し、また知っておくべき、関連法令の整理を行う。

平成 25 年度の分科会において、環境関連法として「循環型社会形成推進基本法」「廃棄物処理法」「家電リサイクル法」「小型家電リサイクル法」を対象に整理を行ったところである。

平成 26 年度の分科会においては、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために定められた「古物営業法」、訪問販売等の取引において消費者の受けることがある損害防止と利益保護するために定められた「特定商取引に関する法律」、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的「消費者契約法」などを対象にリユース業界にも関係する、遵守し、また知っておくべき法令の整理を行う。

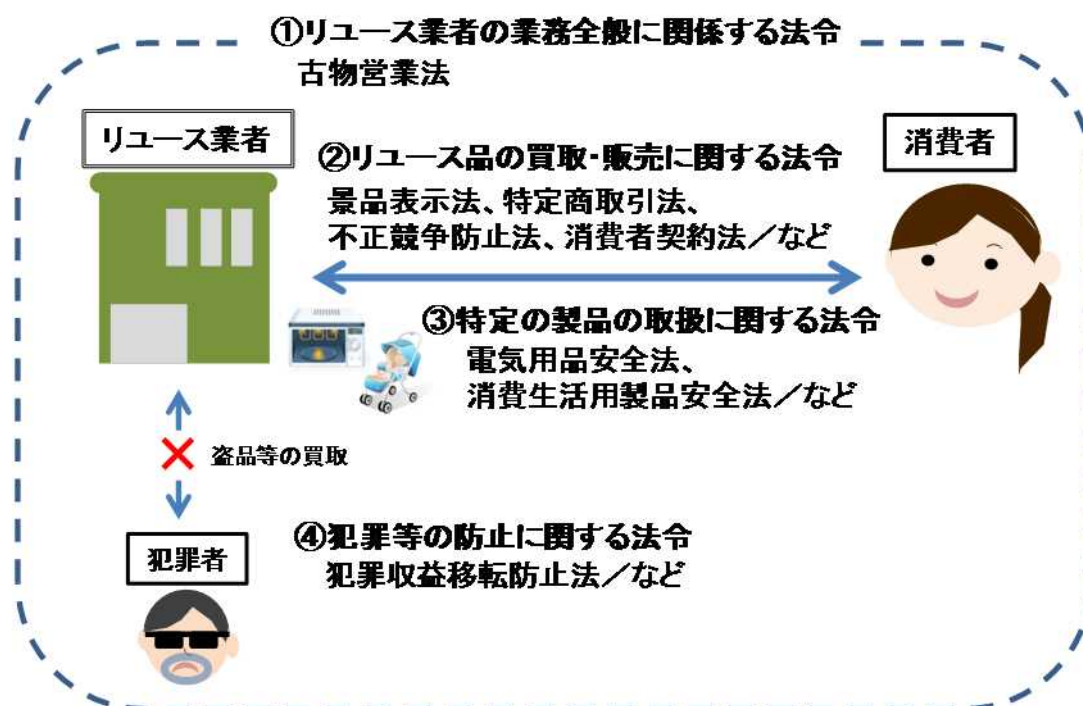
2. リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）

整理対象とするリユース業界に関わる関係法令（案）を図表 1、図表 2 に示す。

リユース業が遵守すべき関係法令として、「リユース業者の業務全般に関する法令」、「リユース品の買取・販売に関する法令（消費者保護の観点から遵守すべき法令）」、「特定の品目を取り扱う際に遵守すべき法令」、「犯罪等の助長に荷担しないために遵守すべき法令」に分けて整理を行う。

なお、これらの法律は民法・刑法に基づくものであり、例えば、古物営業法は民法の「盗品又は遺失物の快復」（第 193 条、第 194 条）に基づき、消費者契約法は民法の特別法として位置づけられており、消費者契約に限定し、民法の詐欺、錯誤、強迫による契約に対する救済措置が強化されている。

図表 1 整理対象とする関係法令のイメージ図



図表 2 整理対象とする関係法令（案）

<p>リユース業者の業務全般に関する法令</p> <p>「古物営業法」(買取依頼者の身元確認、帳簿記録、不正品の申告義務など)</p>
<p>リユース品の買取・販売に関連する法令(消費者保護の観点から遵守すべき法令)</p> <p>「景品表示法」(不当な顧客誘引の禁止)</p> <p>「特定商取引に関する法律」(訪問購入の義務と制限)</p> <p>「不正競争防止法」(知的財産権の侵害、コピー商品などの販売の規制)</p> <p>「消費者契約法」(契約過程・契約条項に係わるトラブルの解決)</p> <p>「個人情報保護に関する法律」(顧客や従業員の個人情報の取り扱い)</p>
<p>特定の品目を取り扱う際に遵守すべき法令</p> <p>「電気用品安全法」(電気用品の販売の制限(PSEマーク))</p> <p>「消費生活用製品安全法」(特定製品の販売の制限(PSCマーク))</p>
<p>犯罪等の助長に荷担しないために遵守すべき法令</p> <p>「犯罪収益移転防止法」(200万円を超える売買契約時の確認・届け出義務)</p>

図表 3 整理対象とする関係法令の名称と目的（案）

リユース業者の業務全般に関する法令

関係法令の名称	目的
古物営業法 (昭和二十四年五月二十八日法律第八号)	盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする。

リユース品の買取・販売に関連する法令(消費者保護の観点から遵守すべき法令)

関係法令の名称	目的
不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年五月十五日法律第三十四号)	この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。
特定商取引に関する法律 (昭和三十九年六月四日法律第五十七号)	特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引をいう。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
不正競争防止法 (平成五年五月十九日法律第四十七号)	この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
消費者契約法 (平成十二年五月十二日法律第六十一号)	この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとするにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済

関係法令の名称	目的
	の健全な発展に寄与することを目的とする。
個人情報の保護に関する法律 (平成十五年五月三十日法律第五十七号)	この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

特定の品目を取り扱う際に遵守すべき法令

関係法令の名称	目的
電気用品安全法(昭和三十六年十一月十六日法律第二百三十四号)	この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。
消費生活用製品安全法 (昭和四十八年六月六日法律第三十一号)	この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

犯罪等の助長に荷担しないために遵守すべき法令

関係法令の名称	目的
犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成十九年三月三十一日法律第二十二号)	この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること(以下「犯罪による収益の移転防止」という。)が極めて重要であることに鑑み、特定事業者による顧客等の本人特定事項等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

3. リユース業が遵守すべきポイント

3.1 リユース業者の業務全般に関する法令

(1) 「古物営業法」について

古物営業法は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために定められた法律です。リユース業者は古物営業に関する許可・届出が必要で、例えば、以下のような点を遵守する必要があります。

依頼者の本人確認、帳簿等への記録(3年間保管)が義務となります。対象となるのは、1回の買取総額が1万円以上の場合にはすべての古物について、また、1万円未満の場合でも自動二輪車及び原動機付き自転車、ゲームソフト、書籍、CD・DVD等を買取りする場合には、値段に関わらず必要です。

不正品の疑いがある場合には申告する義務があります。取引の相手方の挙動不審や持ち込まれた品物に盗品等の疑いがある場合は、警察に申告(通報)してください。

その他、行商時の許可証の携行、営業所等での標識の掲示、管理者の設置、行商時の営業の制限などを遵守する必要があります。

古物営業法はリユース業者の業務全般に関わる法令です。上記以外にも遵守すべき事項がありますので不明点があれば、最寄りの警察署生活安全課に相談してください。

1) 古物営業法の概要

古物営業法は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために定められた法律であり、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的としています(第1条)。

同法の許可を得て業を営む事業者は、買取依頼者の身元確認・帳簿への記録、また不正品の疑いがある場合の申告義務などが定められています。

古物営業法において「古物」とは、「一度使用された物品、若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたもの」と定義されています(第2条1項)。具体的には古物営業法施行規則第2条によって13種類に分類されており、何らかの「物品」である以上、原則いずれかの分類に当てはまります(図表4)。

図表4 古物の13分類(古物営業法施行規則第2条)

分類	具体的な内容
(1) 美術品類	あらゆる物品について、美術的価値を有しているもの 【例】絵画、書、彫刻、工芸品、登録火縄銃・登録日本刀
(2) 衣類	繊維製品、革製品等で、主として身にまとうもの 【例】着物、洋服、その他の衣料品、敷物類、テーブル掛け、布団、帽子、旗
(3) 時計・宝飾品類	そのものの外見的特徴について使用する者の嗜好によって選択され、身につけて使用される飾り物 【例】時計、眼鏡、コンタクトレンズ、宝石類、装飾具類、貴金属類、模造小判、オルゴール、万歩計
(4) 自動車	自動車及びその物の本来の用法として自動車の一部として使用される物品 【例】その部分品を含みます。タイヤ、バンパー、カーナビ、サイドミラー等

分類	具体的な内容
(5) 自動二輪車及び原動機付自転車	自動二輪車及び原動機付自転車並びに、その物の本来の用法として自動二輪車及び原動機付自転車の一部として使用される物品 【例】タイヤ、サイドミラー等
(6) 自転車類	自転車及びその物の本来の用法として自転車の一部として使用される物品 【例】空気入れ、かご、カバー等
(7) 写真機類	プリズム、レンズ、反射鏡等を組み合わせて作った写真機、顕微鏡、分光器等 【例】カメラ、レンズ、ビデオカメラ、望遠鏡、双眼鏡、光学機器
(8) 事務機器類	主として計算、記録、連絡等の能率を向上させるために使用される機械及び器具 【例】レジスター、タイプライター、パソコン、ワープロ、コピー機、ファックス、シュレッダー、計算機
(9) 機械工具類	電機によって駆動する機械及び器具並びに他の物品の生産、修理等のために使用される機械及び器具のうち、事務機器類に該当しないもの 【例】工作機械、土木機械、医療機器類、家庭電化製品、家庭用ゲーム機、電話機
(10) 道具類	(1)～(9)、(11)～(13)に掲げる物品以外のもの 【例】家具、楽器、運動用具、CD、DVD、ゲームソフト、玩具類、トレーディングカード、日用雑貨
(11) 皮革・ゴム製品類	主として、皮革又はゴムから作られている物品 【例】鞆、バッグ、靴、毛皮類、化学製品(ビニール製、レザー製)
(12) 書籍	
(13) 金券類	【例】商品券、ビール券、乗車券、航空券、各種入場券、各種回数券、郵便切手、収入印紙、オレンジカード、テレホンカード、株主優待券

庭石、石灯籠、空き箱、空き缶類、金属原材料、被覆のない古銅線類は、古物に該当しない。
出典) 警視庁ウェブサイト (<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/kaisetu.htm>)

2) 「古物営業」に関する許可・届出

リユース品を買い受け・販売・交換(委託を受けた場合も含む)する行為は、古物営業となります。古物営業法では、古物商、古物市場主、古物競りあわせん業者の3つの種類に分けられています。、は都道府県公安委員会から許可を受ける必要があり、は公安委員会へ届出をしなければなりません。

どのような行為において、どのような許可・届出が必要かを図表5に整理します。例えば、古物商許可が必要ない行為として、自分のものを売る、無償でもらった物を売るといったケースが想定されます。

図表5 古物営業に関する許可・届出の確認

<p>古物商許可が必要な行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古物を買って取って売る。 ・古物を買って取って修理等して売る。 ・古物を買って取って使える部品等売る。 ・古物を買って取らないで、売った後に手数料を貰う(委託売買)。 ・古物を別の物と交換する。 ・古物を買って取ってレンタルする。 ・国内で買った古物を国外に輸出して売る。 ・これらをネット上で行う。 	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">古物商許可 が必要</div>
---	--

古物商許可が必要ない行為	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の物を売る。 自分で使っていた物、使うために買ったが未使用の物のこと。 最初から転売目的で購入した物は含まれません。 ・自分の物をオークションサイトに出品する。 ・無償でもらった物を売る。 ・相手から手数料等を取って回収した物を売る。 ・自分が売った相手から売った物を買戻す。 ・自分が海外で買って来たものを売る。 他の輸入業者が輸入したものを国内で買って売る場合は含まれません。 	古物商許可 は必要ない
古物市場主許可が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・古物商間で古物の売買、交換のための市場を主催する。 	古物市場主 許可が必要
古物市場主許可が必要ない	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも利用できるフリーマーケットを主催する。 	古物市場主 許可が不要
古物競りあっせん業の届出が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上でオークションサイトを運営する。 	古物競りあっせん 業の届出必要

出典) 警視庁ウェブサイト (<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/kaisetu.htm>)

3) 買取時の本人確認・帳簿記録の義務 (古物営業法第 15 条、第 16 条)¹

古物の買い受け、売却の委託を受けるときには、買取依頼者の本人確認、帳簿などへの記録が必要です (第 15 条、第 16 条)。

本人確認・帳簿記録が必要な取引

換金目的による万引き被害品の市場への流入を抑止するため、平成 23 年に改正古物営業法施行規則 (平成 23 年 4 月 1 日) が施行され、古物商が買い受けを行う際の本人確認義務等が強化されました。

改正前までは、取引の対価の総額が 1 万円未満の場合は、身元確認、帳簿等への記録が原則、免除され、その例外として、自動二輪車及び原動機付き自転車、家庭用ゲームソフトは、1 万円未満であっても本人確認及び記録が義務づけられていました。

改正によって、新たな規制対象が増え、新たに書籍 (単行本、雑誌、マンガ、辞書など「本」はすべて対象) や CD・DVD 等 (CD、DVD、レーザーディスク、ブルーレイディスク) が加えられました。

したがって、1 回の買取総額が 1 万円以上の場合はいすべての古物について、また、1 万円未満の場合でも自動二輪車及び原動機付き自転車、ゲームソフト、書籍、CD・DVD 等を買取りする場合には、値段に関わらず、依頼者の本人確認、帳簿等への記録 (3 年間保管) が義務となります。

¹ 警視庁ウェブサイト (http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/cd_dvd.htm)

図表 6 依頼者の本人確認、帳簿等への記録が必要な場合（古物営業法施行規則第 16 条）

1 回の買取総額が 1 万円以上の場合、すべての古物について身元確認、帳簿記録が必要
ただし、以下の物品については買取総額が 1 万円未満の場合でも、身元確認、帳簿記録が必要

- ・自動二輪車及び原動機付き自転車
- ・家庭用ゲームソフト
- ・書籍（単行本、雑誌、マンガ、辞書など「本」はすべて対象）
- ・光学的方式により音または映像を記録したもの
（CD、DVD、レーザーディスク、ブルーレイディスクなど）

本人確認の方法（古物営業法第 15 条）

本人確認の方法は、古物営業法第 15 条、古物営業法施行規則第 15 条に定められており、図表 7 に示す ~ のいずれの方法で確認する必要があります。違反時には確認義務違反として 6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます（古物営業法第 33 条第 1 号）。

図表 7 本人確認の方法（古物営業法施行規則第 15 条）

買取依頼者から、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険証など、身元を確かめられる資料の提示を受け本人であることを確認する。
（その身元を確かめられる人に問合せることでも認められる）
買取依頼人に面前において、住所、氏名、職業、年齢をボールペン等で記入してもらう。その内容が疑わしい場合には を行うこと。
非対面の場合には、電子署名付電子メール、本人確認書類のコピー等の送付を受け本人名義の預貯金口座に入金する、本人限定受取郵便などで確認する。
非対面の場合について、詳細は警視庁ウェブサイトなどを参照。
（<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/hitaimen.htm>）

帳簿等への記録内容について（古物営業法第 16 条）

リユース品の買取り、販売の際には、その都度、図表 8 に示す事項を台帳等に記録する必要があります。違反時には古物商の帳簿の記録義務違反として 6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます（古物営業法第 33 条第 2 号）。

図表 8 帳簿等で記録する事項（古物営業法第 16 条）

取引の年月日
古物の品目及び数量
古物の特徴
買取依頼者の住所、氏名、職業及び年齢
本人確認の方法

4) 不正品の疑いがある場合の申告義務

古物商は、古物を買受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、当該古物について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察にその旨を申告しなければならないとされています。（古物営業法第 15 条 3 項）

取引の相手方の挙動不審や持ち込まれた品物に盗品等の疑いがある場合は、警察（管轄署の盗犯係）に申告（通報）してください。

また、盗品と認識した上で、買取った場合には盗品等有償譲受け罪（刑法第 256 条）が成立します。これは、盗品等の利用・処分を援助する行為であり、窃盗などの犯罪行為を誘発・助長することになります。盗品等有償譲受け罪には懲役刑と罰金刑が科されます。

5) その他の古物営業時の義務

本人確認・帳簿等記録の義務、不正品の疑いがある場合の申告義務の他、古物営業時の主な義務として、以下のようなものがあります。

i) 許可証の携帯と提示（古物営業法第 11 条）

出張買取り、行商、せり売りをする場合には「許可証」を携帯し、取引相手から提示を求められた場合提示しなければならない。従業員等に行商をさせる場合には、行商従業員証を携帯させなくてはならない。違反時には、許可証携帯義務違反、行商従事者証携帯義務違反として 10 万円以下の罰金が科せられる（第 35 条第 2 号）。

ii) 標識の掲示（古物営業法第 12 条）

営業所ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければならない。違反時には、標識の掲示義務違反として 10 万円以下の罰金が科せられる（古物営業法第 35 条第 2 号）。

iii) 管理者の選任（古物営業法第 13 条）

営業所又は古物市場に係る業務を適正に実施するための責任者として、管理者一人を選任しなければならない。

また、取り扱う古物が不正品であるかどうかを判断するために必要なものとして、古物営業法施行規則第 14 条で定める知識、技術または経験を得させるように努めなければなりません。

iv) 行商と営業の制限（古物営業法第 14 条）²

露店、催し物場への出店など、自身の営業所の外で古物営業を行う場合を「行商」といい、営業所を離れて古物営業を行う場合は、「行商する」の届出が必要です。例えば、「古物市場に出入りして取引を行う」「取引の相手方の住居に訪問して取引する」「デパート等の催事場に出店する」場合などは、許可内容が「行商する」となっていることが必要です。

ただし、「行商する」の届出がある場合においても、相手方の住所又は居所以外の場所で買い取りはできません（古物営業法第 14 条第 1 項）。古物商以外の一般の方（法人も含む）から古物を「受け取る」ことは、「自身の営業所」、「相手方の住所又は居所」でなければできません。

違反時には、古物商の営業の制限違反として 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科せられます（古物営業法第 32 条）。

² 警視庁ウェブサイト（<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/kaisetu.htm>）

6) 違反事例

許可・届出に関する違反行為

古物営業には各種義務が課せられ、違反した場合は罰則が定められているほか、行政処分（許可取消、営業停止、指示）の対象になります。例えば、図表 9 に記載している内容は違反行為となります。

図表 9 古物営業の許可・届出に関する違反行為

個人で許可を取得された方が法人経営を行っている場合（自身が代表者であっても、新たに法人として許可を取得しなければなりません。）
 親会社の「法人許可」で、子会社が古物営業している場合。
 営業所を他県に移転・新設したにも関わらず、当該県の公安委員会の許可を得ずに古物営業を行っている場合。
 許可証に記載されている事項（氏名又は名称、住所又は居所、代表者の氏名、住所、行商する・しない）が変更になったにも関わらず、許可証の書換を申請していない場合。
 ホームページを開設して古物営業を行っているにも関わらず、届出を出していない場合。（ホームページの閉鎖やアドレスの変更も届出が必要）

出典）警視庁ウェブサイト（<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/ihan.htm>）

「リユースハンドブック」日本リユース業協会

少年が万引きした商品の買取（申告義務違反）

取引の相手方の挙動不審や持ち込まれた品物に盗品等の疑いがある場合は、警察（管轄署の盗犯係）に申告（通報）する必要があります。

リユースショップ A 社では、少年グループが万引きした商品（ゲームソフト）の買取を行った疑いにより、古物営業法に基づき営業停止処分が出された。A 社では怪しいと思いつつ、警察への申告を行いませんでした。

また、B 社では、同様のケースで盗品等有償譲り受けの疑いで警察からの家宅捜索を受けました。B 社は、盗品との認識があったとは断定できないことから立件はされませんでした。警察より中古品の買い取り方法や従業員教育の改善の要請がありました。B 社は要請を受け、18 歳未満からの買い取りを禁止する等の対応を取りました。

古物営業と見なされるインターネットオークション利用（無許可）

「自分の物をインターネットオークションサイトに出品する」ことは古物営業に関する許可・届出は不要です。ただし、利益目的で売買を継続している場合には古物営業とみなされ、許可なく行うことは古物営業法違反（無許可）となります。

実際に、インターネットオークションで落札したチケットを転売していた個人が逮捕されたとの報道がされております。取引回数・内容から無許可で古物営業を行っていたと判断されました。

3.2 リユース品の買取・販売に関連する法令（消費者保護の観点から遵守すべき法令）

(1) 「景品表示法」について

景品表示法は、不当な顧客誘引の防止を行い、消費者が自主的かつ合理的に良い商品・サービスを選択できることを目的とした法律です。

不当な顧客誘引の防止においては、不当な表示の禁止、過大な景品類の提供の禁止が定められており、不当な表示としては、優良誤認表示（品質、規格、その他の内容について著しく優良であると示す表示）と有利誤認表示（価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示）、その他誤認されるおそれのある表示があります。

リユース業者においては、リユース品の販売時に不当な表示により消費者の利益を損なわないよう配慮する必要があるとともに、価格や取引条件に関して著しく有利であると誤認される表示をしてはなりません。

1) 景品表示法の概要

景品表示法は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的としています。

2) リユース品の販売時の不当な顧客誘引の禁止

不当な顧客誘引の防止においては、不当な表示の禁止、過大な景品類の提供の禁止が定められています。不当な表示としては、優良誤認表示（品質、規格、その他の内容について著しく優良であると示す表示）と有利誤認表示（価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示）、その他誤認されるおそれのある表示とされています。これらはいずれも同法において禁止されています（図表 10）。

景品表示法に違反する不当な表示や、過大な景品類の提供が行われている疑いがある場合、消費者庁が関連資料の収集、事業者への事情聴取などの調査を実施します。調査の結果、違反行為が認められた場合は、当該行為を行っている事業者に対し、不当表示により一般消費者に与えた誤認の排除、再発防止策の実施、今後同様の違反行為を行わないことなどを命ずる「措置命令」が行われます。また、違反の事実が認められない場合であっても、違反のおそれのある行為がみられた場合は指導の措置が採られます。

また、違反行為を迅速、効果的に規制できるよう、都道府県知事も景品表示法に基づく権限を有しており、違反行為者に対して、措置命令を行うことができます。

リユース業者においては、リユース品の販売時に不当な表示により消費者の利益を損なわないよう配慮する必要があるとともに、価格や取引条件に関して著しく有利であると誤認される表示などを行わないよう注意が必要です。

図表 10 景品表示法で禁止されている表示及び不当表示例

禁止される表示	概要	不当表示の例
優良誤認表示	品質、規格、その他の内容について著しく優良であると示す表示を禁止	実際のものよりも著しく優良であると示すケース 競争業者のものよりも著しく優良であると示すケース
有利誤認表示	価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示を禁止	実際のものよりも著しく有利であると誤認されるケース 競争業者のものよりも著しく有利であると誤認されるケース
その他誤認されるおそれのある表示	一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示	無果汁の清涼飲料水等、商品の原産国、消費者信用の融資費用、不動産のおとり広告、おとり広告、有料老人ホームに関する不当な表示

一般消費者が有料老人ホームを選択する時点において重要な判断要素となると考えられる事項（土地又は建物、施設又は設備、居室の利用、医療機関との協力関係、介護サービス、介護職員等の数、管理費等についての表示）について、制約事項があるのにそれが明りように記載されていない場合や、表示の内容が明らかにされていないものについて、不当表示として規定しています。

出典）「事例でわかる！景品表示法」消費者庁

（<http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130208premiums.pdf/>）

3) 景品表示法とリユース業者の買取について

景品表示法が対象としている表示は「事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件等の取引に関する広告その他の表示」とされており、リユース業者のうち買い取り専門業者の広告においては景品表示法の対象にはなりません。買い取りビジネスに関する広告に関する法規制は今のところありません。

ただし、買い取りサービスにおいても、根拠なく「どこよりも高く買取ります」といった宣伝を行うことは有利誤認される表示であり、消費者に対して不利益を生じさせる行為となりますので、厳に慎まなければなりません。

4) 通報・連絡先³

消費者庁のウェブサイトには不当表示や過大な景品提供など景品表示法違反の疑いのある事実に関する情報を受け付ける「景品表示法違反被疑情報提供フォーム」が設置されています。景品表示法違反の疑いがある事実を見つけた場合にはこちらから情報提供してください。

消費者庁「景品表示法違反被疑情報提供フォーム」

（http://www.caa.go.jp/representation/disobey_form.html）

³ 消費者庁ウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/ihanqa.html>）より

(2) 「特定商取引に関する法律」について

特定商取引法に関する法律は、訪問販売や通信販売等、消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めています。これにより、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守るための法律です。

一部の商品・取引形態を除き、リユース業者による訪問購入に一定の義務と制限が加えられ、飛び込み勧誘禁止、事業者名や物品の種類のみ、取引内容等を明記した書面の交付義務、クーリング・オフなどが必要となります。

1) 特定商取引に関する法律の概要

特定商取引法に関する法律は、訪問販売や通信販売等、消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めています。これにより、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守るための法律です。

自宅に押しかけた事業者に貴金属等を強引に買い取られるといった被害が増えていることを受け、新たに「訪問購入」の規制を盛り込む「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 59 号）が平成 25 年 2 月 21 日に施行されました。

リユース業者による買い取りに一定の義務と制限が加えられ、訪問購入のクーリング・オフ、飛び込み買い取り営業禁止などが定められています。

2) 訪問購入の義務と制限について

訪問購入の際に遵守すべき事項として、不招請勧誘の禁止（飛び込み勧誘禁止）、勧誘目的の明示（事業者名や物品の種類のみ）、再勧誘の禁止（一度取引を断った消費者への再勧誘の禁止）、書面の交付義務（物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフに関する事項など明記）、引渡しの拒絶（消費者は書面交付から 8 日以内は物品の引渡しを拒むことができる）、クーリング・オフ（消費者は書面交付から 8 日以内は無条件で契約解除が可能）、クーリング・オフ期間内に物品を第三者に引き渡す際の通知義務などが必要となります（図表 11）。

訪問購入によって取引される「すべての物品」が規制対象となりますが、「当該売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品」または「規定の適用を受けることとされた場合に流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品」については、適用除外とされています。政令（第 16 条の 2）で定められており、具体的には、自動車、家具、家電、本、CD や DVD、ゲームソフト類、有価証券となっています（図表 12 の上段）。

また、消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合、いわゆる御用聞き取引、常連取引、転居に伴う売却の場合には、規制は適用されません（図表 12 の下段）。

違反事業者は行政処分（業務停止命令等）や罰則（懲役、罰金）の対象となります。（図表 13）

図表 11 特定商取引法における訪問購入時の遵守事項

遵守事項	具体的な内容
1. 不招請勧誘の禁止	訪問購入について、飛び込み勧誘は禁止となります。また、消費者から「査定」の依頼があっても、「査定」を超えた勧誘をしてはいけません。
2. 勧誘目的の明示	勧誘に先立って、事業者名や勧誘する物品の種類などを明示しなければなりません。
3. 再勧誘の禁止	消費者から勧誘の要請を受けて訪問しても、勧誘に先立って、消費者に勧誘を受ける意思があるかを確認しなければなりません。また、一度取引を断った消費者への再勧誘は禁止されています。
4. 書面の交付義務	物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフに関する事項などが記載された書面を交付しなければなりません。
5. 引渡しの拒絶	消費者はクーリング・オフ期間中(4.の書面交付から8日以内)物品の引渡しを拒むことができます。また、迷惑をかけるような方法等で同期間内に引渡しをさせること等は禁止されます。
6. クーリング・オフ	4.の書面交付から8日以内であれば、売主たる消費者は無条件で契約の申込み撤回や契約の解除が可能です。
7. クーリング・オフ期間内に物品を第三者へ引き渡す際の通知義務	クーリング・オフ期間中に第三者に物品を引き渡す場合、第三者にクーリング・オフの対象物品であることなどを書面で通知しなくてはなりません。また、元々の売主である消費者に、第三者への引渡しに関する事項を通知しなくてはなりません。

上記以外に、不実告知、迷惑勧誘等に関する規制がある。
 出典)「ご存知ですか? 訪問購入のルール」(事業者向け)消費者庁
 (<http://www.no-trouble.go.jp/use/pdf/20140331us01.pdf>)

図表 12 適用除外となる商品、取引態様

適用除外の対象	具体的な商品・取引形態
適用除外となる商品	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車(2輪のものを除く。) ・家具 ・家電(携行が容易なものを除く。) ・本、CDやDVD、ゲームソフト類 ・有価証券
適用除外となる取引態様	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合 ・いわゆる御用聞き取引の場合 ・いわゆる常連取引の場合 ・転居に伴う売却の場合 再勧誘の禁止等、一部規制は除外されない。

出典)「ご存知ですか? 訪問購入のルール」(事業者向け)消費者庁
 (<http://www.no-trouble.go.jp/use/pdf/20140331us01.pdf>)

図表 13 特定商取引法の罰則(法第70条、第70条の2、第72条、第74条)

不実告知、事実不告知、威迫・困惑
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、又は併科
業務停止命令違反
2年以下の懲役又は300万円以下の罰金、又は併科
書面交付義務違反、指示違反
100万円以下の罰金
違反行為者本人だけでなく、監督責任のある法人や人にも罰金刑を科することができるもの(両罰規定)
業務停止命令違反
3億円以下の罰金(対法人)、300万円以下の罰金(対人)
不実告知、事実不告知、威迫・困惑
300万円以下の罰金(対法人・人)
書面交付義務違反、指示違反
100万円以下の罰金(対法人・人)

3) 違反事例⁴

訪問購入業者の執拗な貴金属の買取り勧誘

A社は消費者宅に電話をかけ、訪問の承諾を取り付けた後に消費者宅に訪問し、貴金属等の物品の訪問購入を行っていました。その際、事前に消費者が用意していた古着等の物品ではない、貴金属の買取りについて唐突に勧誘を始めるなどし、執拗に貴金属の買取りについて勧誘を行っていました。消費者庁より、特定商取引法第58条の13第1項の規定に基づき、3ヶ月の訪問購入に関する業務の一部(新規勧誘、申込受付及び契約締結)の停止を命じられました。

A社が認定された違反行為は、氏名等不明示、不招請勧誘、勧誘を受ける意思の確認義務違反、物品の引渡し拒絶に関する告知義務違反及び迷惑勧誘でした。

不用品回収を行う訪問販売業者の違反事例

B社は、走行中のトラックから不用品を回収する旨のアナウンスで顧客を誘引し、回収を依頼した顧客に対してあらかじめ料金を提示することなく、依頼された以外のものまでトラックに積み込み、その後高額な料金を請求し、顧客が回収を断っても執拗に勧誘を続けるなどしていました。消費者庁より、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、訪問販売に関する業務の一部(新規勧誘、申込み受付及び契約締結)の停止を命じられました。

B社が認定された違反行為は、威迫・困惑、再勧誘、迷惑勧誘、名称等不明示、契約書面の不備でした。

A社はリユース業者ではありませんが、消費者宅に電話をかけた際に、古着等の訪問購入ということで勧誘をしています。消費者からはリユース業者も同じような事業者と混同される恐れもあります。また、B社もリユース業者ではありませんが、“不用品を引取ってもらう”という観点で消費者からはリユース業者も同じような事業者と混同される恐れもあります。

訪問購入に際しては、特定商取引法を遵守し、消費者に安心してリユースしていただくよう努める必要があります。

4) 通報・連絡先

誰でも、特定商取引法に違反する悪質な事業者について国や都道府県へ情報提供し適切な措置をとるように求めることができます(申出制度)。申出を希望する方への助言・指導などを特定商取引法上の指定法人として行っている(一財)日本産業協会が相談窓口となっています。

一般財団法人日本産業協会(特定商取引法上の指定法人)

(<http://www.nissankyo.or.jp/>)

⁴ いずれも経済産業省の報道発表資料より作成

(3) 「不正競争防止法」について

不正競争防止法は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

知的財産権の観点からは、商品や営業主体の混同行為、他人の著名表示の不正使用行為、他人の商品の形態を模倣したデッドコピー等が違反行為となります。

リユース業者が取扱う商品としては、例えば、無断複製や海賊版の音楽 CD、映画の DVD、ゲームソフト、コンピュータソフト、偽ブランド製品やレプリカなど商標を不正に使用した製品などが該当します。これらを取り扱うことは知的財産の侵害にあたり、罰則が科せられます。

真正品との確信が得られない場合には買取りしないとともに、不正が強く疑われる場合には警察に通報することが重要です。

「不正競争防止法」について

この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

不正競争防止法違反とは、不正競争防止法第 2 条第 1 項所定の不正競争行為に該当する行為であり、知的財産権の観点からは、具体的には、商品や営業主体の混同行為、他人の著名表示の不正使用行為、他人の商品の形態を模倣したデッドコピー等がこれにあたります。

不正競争行為に該当する行為

商品形態が需要者の間に広く認識されている(周知と言います。)商品等表示にあたる場合は、同一または類似の商品形態の商品を譲渡するなどし、他人の商品と混同を生じさせる行為は、周知表示混同惹起行為とされています(不正競争防止法第 2 条第 1 項 1 号)。

また、他人の商品・営業の表示(商品等表示)として著名なものを、自己の商品・営業の表示として使用する行為は、著名表示不正使用行為として、不正競争防止法違反に問われます。(不正競争防止法第 2 条第 1 項 2 号)。

上記のいずれにもあたらない場合においても、他人の商品の形態を模倣した商品を販売することは、商品形態模倣頒布行為とされ、知的財産の侵害にあたり、不正競争防止法違反に問われます(不正競争防止法第 2 条第 1 項 3 号)。

不正の利益を得る目的で不正競争を行った者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金、またはこれを併科、法人罰則は 3 億円以下の罰金を科せられます(不正競争防止法第 21 条第 2 項)。また、その物品を買った人には代金返還や損害賠償をしなければなりません。

リユース業者が取扱う商品としては、例えば、無断複製や海賊版の音楽 CD、映画の DVD、ゲームソフト、コンピュータソフト、偽ブランド製品やレプリカなど商標を不正に使用した製品などが該当します。これらを取り扱うことは知的財産の侵害にあたり、罰則が科せられます。

真正品との確信が得られない場合には買取りしないととともに、不正が強く疑われる場合には警察に通報することが重要です。

(4) 「消費者契約法」について

消費者契約法は、消費者と事業者の間には情報の質や量、交渉力に大きな差があることを踏まえ、消費者と事業者が対等に契約できるように制定された法律です。

リユース品の売買も含む、消費者と事業者の間の全ての契約に適用され、不適切な勧誘で誤認・困惑して契約した場合の契約取消、消費者に一方的に不当・不利益な契約条項の一部または全部を無効にすることができます。

消費者契約法は、消費者と事業者の間には情報の質や量、交渉力に大きな差があることを踏まえ、消費者と事業者が対等に契約できるように制定された法律です。

リユース品の売買も含む、消費者と事業者の間の全ての契約に適用され、不適切な勧誘で誤認・困惑して契約した場合の契約取消、消費者に一方的に不当・不利益な契約条項の一部または全部を無効にすることができます。

図表 14 消費者契約法の概要（契約取消、契約条項の一部または全部の無効）

	具体的な内容
不適切な勧誘で誤認・困惑して契約した場合の契約取消（～）	不実告知（重要な事項について事実と違うことを言う） 断定的判断（将来の変動が不確実なことを断定的に言う） 不利益事実の不告知（利益になることだけ言って、重要な項目について不利益になることを故意に言わない） 不退去（帰って欲しいと言ったのに、帰らない） 監禁（帰りたいと言ったのに帰してくれない）
消費者に一方的に不当・不利益な契約条項の一部または全部の無効（～）	事業者の損害賠償責任を免除したり制限する条項 不当に高額な契約損料 不当に高額な遅延損害金 信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項

出典）「消費者契約法活用術」消費者庁

（<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/keiyaku/index.html>）

(5) 「個人情報の保護に関する法律」について

個人情報の保護に関する法律は、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律です。

同法の義務の対象となる個人情報取得事業者であるかどうかにかかわらず、顧客情報や従業員の情報など個人の権利や利益を害することがないように取り扱う必要があります。

個人情報の保護に関する法律は、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律です。

情報化の急速な進展により、個人の権利利益の侵害の危険性が高まったこと、国際的な法制定の動向を受けて、平成 15 年 5 月に成立、平成 17 年 4 月に全面施行されました。

個人情報とは「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（個人情報の保護に関する法律 第 2 条）とされており、法の義務の対象となる個人情報は、主として「検索することができるように体系的に構成」された個人情報です。

法の義務の対象となる個人情報取得事業者とは、5,000 人分を超える個人情報を事業活動に利用する事業者となります。なお、5,000 人以下の個人情報を取扱う事業者でも個人の権利や利益を害することのないよう努めることが求められています。

個人情報取扱事業者は、利用目的の特定・通知、安全管理措置、個人情報の第三者提供に当たって原則本人に同意をとるなどの義務を負います（図表 15）。

図表 15 個人情報取得事業者に課せられる義務（個人情報の保護に関する法律）

個人情報の利用目的を特定し、その目的以外には利用しない。（法第 15 条、第 16 条）

偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。（法第 17 条）

個人情報を取得したときは、利用目的を本人に速やかに伝える。また、本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ利用目的を明示しなければならない。（法第 18 条）

利用目的の範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努める。（法第 19 条）

漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。（法第 20 条）

従業員・委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。（法第 21-22 条）

本人の同意を得ずに、第三者に提供してはならない。（法第 23 条）

本人からの求めに応じて開示、訂正、利用停止、削除を行う。（法第 24-27 条）

本人から苦情などの申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努める（法第 31 条）

出典）「よくわかる個人情報保護しくみ 改訂版」消費者庁より作成

（http://www.caa.go.jp/planning/kojin/kaisetsu/2014kojin_panfu.pdf）

3.3 特定の製品を取り扱う際に遵守すべき法律

特定の製品を取り扱う際に遵守すべき法律については、本資料で紹介している法令以外にも個別に確認すべき事項があります。例えば、都市ガス用の器具に対する PSTG マーク(ガス事業法)、液化石油ガス(LPガス)用の器具等に対する PSLPG マーク(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)なども確認が必要です。

(1) 「電気用品安全法」について

電気用品安全法は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする法律です。

特定電気用品(全 116 品目)、特定電気用品以外の電気用品(全 341 品目)を対象に、PSE マークもしくは、旧電気用品取締法の表示のない電気用品は、販売及び販売の目的で陳列することができません。

なお、リユース業者においては、PSE マークもしくは旧電気用品取締法の表示があっても、その製品が安全に利用できるか確認・チェックしてから販売することが望まれます。

1) 電気用品安全法の概要

電気用品安全法は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする法律です。

同法に基づき、PSE マーク等の表示のない電気用品の販売は禁止されています。

2) PSE マーク制度⁵について

同法で定められる特定電気用品(全 116 品目)及び特定電気用品以外の電気用品(全 341 品目)について、製造又は輸入の事業を行う者は、技術上の基準に適合していることを自主検査し、検査記録を作成、保存する必要があります。また、特定電気用品である場合には、登録検査機関の技術適合性検査を受け、適合性証明書の交付を受ける必要があり、その上で省令で定める方式による PSE マーク等を表示することができます。表示がないものは、販売及び販売の目的で陳列してはなりません。

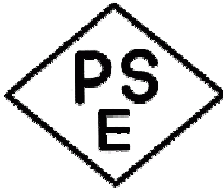
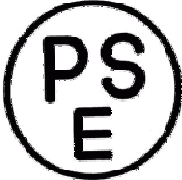
電気用品安全法に基づき、PSE マーク若しくは、旧電気用品取締法の表示がない電気用品は販売できません。主な対象品目を図表 16 に示します。

ただし、以下については承認制度を利用することにより販売することができます。

- 電気楽器等(電気楽器、電子楽器、音響機器、写真焼付器、写真引伸機器、写真引伸機用ランプハウス及び映写機)のピンテージ品については特別承認制度
- アンティーク照明器具等については例外承認制度

⁵ PSEについて、P及びSはProduct Safety、EはElectrical Appliances & Materialsの略

図表 16 電気用品に付される PSE マークと対象品目

分類	表示マーク	対象品目
特定電気用品		全 116 品目 電気温水器、電熱式・電動式おもちゃ、電気ポンプ、電気マッサージ器、自動販売機、直流電源装置など
特定電気用品以外の電気用品		全 341 品目 電気こたつ、電気がま、電気冷蔵庫、電気歯ブラシ、電気かみそり、白熱電灯器具、電気スタンド、テレビジョン受信機、音響機器、リチウムイオン蓄電池など

出典) 経済産業省「電気用品安全法のページ」

(<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>)

3) 違反事例

輸入した電気用品における違反

リユース業者ではありませんが、商社 A は、海外から輸入した電気用品について、PSE マーク無しで販売したことで、経済産業省より行政処分（改善命令、表示の禁止）及び行政指導を受けています。同社は法の義務を果たしていない電気用品についてすでに販売を停止し、自主回収を実施しています。

リユース業者においては、海外から中古・リユースの電気用品を購入し、国内で販売する場合があります。電気用品安全法の遵守が求められます。

(2) 「消費生活用製品安全法」について

消費生活用製品安全法は、一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、適切な保守を促進、一般消費者の利益を保護することを目的とした法律です。

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品として、特定製品が定められており、例えば、圧力なべ、ヘルメット、石油機器（給湯機、石油ストーブなど）などが対象となっています。これらは、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売できません。

これらの製品を取り扱うリユース業者においては、PSCマークを確認した上で販売する必要があります。なお、PSCマークの表示があっても、その製品が安全に利用できるか確認・チェックしてから販売することが望まれます。

1) 消費生活用製品安全法の概要

消費生活用製品安全法は、一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、適切な保守を促進、一般消費者の利益を保護することを目的とした法律です。

特定製品の「製造」又は「輸入」、及び「販売」の事業を行う者は、届出や製品毎に定める技術基準に適合させる等の義務を履行した場合に付することができる表示（＝「PSCマーク」）が付されているものでなければ、「特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない」とされており、販売が制限されます。

具体的な特定品目、特別特定品目として、家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、乳幼児用ベッド、登山用ロープ、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、石油給湯機、石油ふるがま、石油ストーブ、ライターの10製品が対象となっています（詳細は図表17参照）。

2) PSCマーク制度⁶について

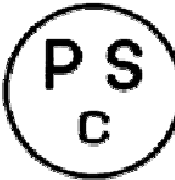
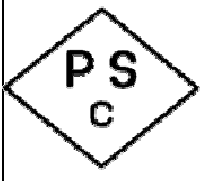
消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売できず、マークのない製品が市中に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができます。これらの規制対象品目は、自己確認が義務づけられている特定製品と其中でさらに第三者機関の検査が義務付けられている特別特定製品があります（図表17）。

PSCマークのない製品は、国内製、国外製を問わず、販売、販売目的の陳列が禁止されます。具体的には、店舗にて販売・販売のための陳列、通信販売、インターネットオークションを利用したの出品・販売を行うと違反となります⁷。これらの製品を取り扱うリユース業者においては、PSCマークを確認した上で販売する必要があります。

⁶ PSCは、Product Safety of Consumer Productsを略したもの

⁷ 警視庁ウェブサイト「消費生活用製品安全法の規制対象製品について」
（<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/shohi.htm>）

図表 17 国による消費生活用製品の安全規則（PSC マーク制度）

特定品目		家庭用の圧力なべ及び圧力がま	内容積が 10 リットル以下のものであって、9.8 キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するように設計したものに限る。
		乗車用ヘルメット	自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。
		登山用ロープ	身体確保用のものに限る。
		石油給湯機	灯油の消費量が 70 キロワット以下のものであつて、熱交換器容量が 50 リットル以下のものに限る。
		石油ふるがま	灯油の消費量が 39 キロワット以下のものに限る。
		石油ストーブ	灯油の消費量が 12 キロワット（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、7 キロワット）以下のものに限る。
特別特定品目		乳幼児用ベッド	主として家庭用において出生後二四ヶ月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。
		携帯用レーザー応用装置	レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。
		浴槽用温水循環器	主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大循環流量が十リットル未満のものを除く。
		ライター	たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となっているものであって当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。

出典) 経済産業省ウェブサイト

(http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/shouan_gaiyo.htm)

3.4 犯罪等の防止・早期発見、荷担しないために遵守すべき法律

(1) 「犯罪収益移転防止法」について

犯罪収益移転防止法は、犯罪で得た収益をマネー・ロンダリングやテロ行為等へ資金供与することを防止する目的で制定されたもので、金融機関や特定取引業者等に対し、義務が課せられています。

この特定取引業者等には、宝石・貴金属取扱事業者も含まれており、古物商許可を受けたリユース事業者が宝石・貴金属を取引する場合、同法の対象となります。

古物である貴金属等の売買の業務を行う古物商等において、200万円を超える貴金属等の売買契約の締結を行う際には、本人特定事項の確認義務、疑わしい取引の届出義務等が課せられます（図表 18）。

図表 18 古物商に関する「犯罪収益移転防止法」での義務

【法律の概要】

- ・古物である貴金属等の売買の業務を行う古物商及び流質物である貴金属の売却を行う質屋（「特定古物商等」）は、特定事業者として、本人特定事項の確認義務、疑わしい取引の届出義務等が課される。

【法律の対象となる取引】

- ・宝石・貴金属等の現金取引で200万円を超える場合

【法律の対象となる宝石・貴金属】

- ・貴金属・・・金、白金、銀及びこれらの合金
- ・宝石・・・ダイヤモンドその他の貴石（ルビー、サファイヤ、エメラルド、アレキサンドライト等）半貴石（貴石以外の宝石）及び真珠
- ・製品・・・貴金属や宝石を使用した製品

【取引時の確認等の義務】

- ・貴金属等の売買契約の締結を行う際には、「顧客等の本人特定事項」、「取引を行う目的、職業（法人にあっては事業の内容）及び法人の実質的支配者がある場合にはその本人特定事項」を確認する必要がある。
- ・加えて、記録の作成義務等（確認記録を7年間保存）、疑わしい取引の届け出（都道府県公安委員会）が必要である。

参考）都道府県警察ウェブサイト及び「古物商及び質屋（宝石・貴金属等取扱事業者）における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）」

（例えば、<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd0048.htm#kobutsu>）

4 . 参考文献・資料一覧

古物営業法について

- ・古物営業に関する情報は各都道府県警察署のウェブサイトでも確認できます。
- ・例えば、警視庁ウェブサイトなどがあります。

(URL : <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/kobutu.htm>)

景品表示法について

- ・消費者庁ウェブサイト (URL : <http://www.caa.go.jp/representation/>)
- ・例えば、以下のようなパンフレットが紹介されています。

「事例でわかる！景品表示法」消費者庁

(URL : <http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130208premiums.pdf/>)

「よくわかる景品表示法と公正競争規約」(平成23年2月)消費者庁

(URL : http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110329premiums_1.pdf/)

特定商取引に関する法律について

- ・消費者庁ウェブサイト (URL : <http://www.caa.go.jp/trade/index.html#m11>)
- 消費者庁「特定商取引法ガイド」(URL : <http://www.no-trouble.go.jp/index.html>)

- ・例えば、以下のようなパンフレットが紹介されています。

「ご存知ですか？訪問購入のルール」(事業者向け)消費者庁

(URL : <http://www.no-trouble.go.jp/use/pdf/20140331us01.pdf/>)

不正競争防止法について

- ・経済産業省ウェブサイト

(URL : <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/>)

(URL : <http://www.meti.go.jp/policy/ipr/infringe/about/unfair.html>)

- ・例えば、以下のようなパンフレットが紹介されています。

「偽装表示の防止と不正競争防止法」

(URL : <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/panfrehontai.pdf/>)

消費者契約法について

- ・消費者庁ウェブサイト (URL : <http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/keiyaku/index.html>)

- ・例えば、以下のようなパンフレットが紹介されています。

「消費者契約法活用術」

(URL : <http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/keiyaku/file/katsuyou1.pdf/>) など

個人情報の保護に関する法律について

- ・消費者庁ウェブサイト (URL : <http://www.caa.go.jp/planning/kojin/>)

- ・例えば、以下のようなパンフレットが紹介されています。

「よくわかる個人情報保護しくみ 改訂版」

(URL : http://www.caa.go.jp/planning/kojin/kaisetsu/2014kojin_panfu.pdf)

電気用品安全法について

- ・ 経済産業省ウェブサイト「電気用品安全法のページ」

(URL : <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>)

消費生活用製品安全法について

- ・ 経済産業省ウェブサイト「消費生活用製品安全法のページ」

(URL : <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>)

犯罪収益移転防止法について

- ・ 犯罪収益移転防止法に関する情報は各都道府県警察署のウェブサイトでも確認できます。
- ・ 「古物商及び質屋（宝石・貴金属等取扱事業者）における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）」もご確認ください。
- ・ 例えば、神奈川県警ウェブサイトなどがあります。

(URL : <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/kobutu.htm>)

「リユースハンドブック」(日本リユース業協会、2012年1月発行)

- ・ リユース品の買取・販売を行う『リユースショップ』を営業していくうえで必要な基礎知識をわかりやすくまとめたテキストです。古物営業法を中心に、幅広く整理されています。
- ・ 日本リユース業協会のウェブサイトから購入することができます。

(URL : <http://www.re-use.jp/handobook/>)

(以上)